

第14回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成30年11月28日(水) 午前10時30分～11時50分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 坂井 希千与

委員 篠原 光児 委員 小野 秀明

(2) 諮問に関する説明職員

市立加西病院 総務課長 片岡 建雄 他

市立加西病院将来構想策定支援業務受託業者 有限責任監査法人トーマツ 磯部 正直

(3) 事 務 局

事務局長 日下 優 事務局次長 長谷川 義晃

情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 中西 保美 他

4 議 題

審議事項

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

報告事項

神戸大学大学院保健学研究科への個人情報の提供について

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

審議事項

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

(会 長) それでは、審議に入らせていただく。

審議事項、市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について、審議を行う。

本審査会への諮問の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本件は、市立加西病院へ後期高齢者医療に係る情報のデータを提供することについて御審議いただくものである。提供する個人情報、加西市の後期高齢者医療被保険者に係る平成30年4月から6月診療分までの入院、外来に係る診療報酬明細書いわゆるレセプトに記載された医療機関コード、診療科、保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別、処理年月、診療年月、本人・家族、入院・外来の区分、入院年月日、保険診療実日数、保険決定点数、疾病コードのデータ（以下「本件データ」という。）である。

提供先は、市立加西病院である。

提供方法は、次の2つの方法のうちいずれかにより提供したい。

一つ目は、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介し、広域連合電算処理システムのオンライン処理によりまして加西市の国保医療課に提供し、その後、国保医療課が加西市でデータ授受用として登録されたデータを電子媒体に移行させ、これを市立加西病院に提供する。

二つ目は、本件データを格納し暗号化した電子媒体を、当広域連合から市立加西病院へ簡易書留郵便または職員同士の手渡しにより直接提供する。

本件データの提供に当たり、提供先と当広域連合の間において、提供した個人情報の適切な取り扱いの管理を目的として協定書を締結する予定であり、参考資料2は、それぞれの場合を想定した協定書の案である。

次に、諮問書にある市立加西病院から第三者へ本件データの提供について、市立加西病院は、地域完結型医療を目指した基本的な加西病院の将来構想策定支援業務を、有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）に委託し、本件の分析は、本委託業務の一環としてトーマツが行う予定である。このため、本件データが格納された電子媒体をトーマツに提供する予定である。

以上のことにつき、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（参考資料1）第8条第1項第1号から第4号の各号に個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実機関以外のものに提供できる事由を定めているが、今回の市立加西病院への本件データの提供は、第1号から第3号のいずれにも該当せず、第4号の審査会の意見を聞いた上で公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当することから、今回諮問するものである。

平成29年7月26日、平成29年11月8日、平成29年12月13日の審査会において個人情報の提供について類型化して包括的に承認していただいたが、今回の案件は、そのいずれの場合にも該当しないので、今回諮問する。

それでは、市立加西病院の将来構想について詳しい趣旨説明を、市立加西病院に願います。

(市立加西病院) 市立加西病院では現在、将来構想策定をしている。これは、御存じのとおり加西市は人口減少や高齢化し、将来的に後期高齢化した中で、地域医療

をどのように提供していくかが課題になってきている。

また、加西市の近隣には北播磨総合医療センター等の病院もあるが、受診動向というものも今後変わっていくと考えている。

そういった中で、加西市の中でどういった医療を提供していくことが必要か、加西市としてこれから市立加西病院をどういう形で運営していくことが望ましいのかということを検討する必要がある。

また、加西市には、公立病院は市立加西病院以外にはないので、市立加西病院の医療を考えていくことが加西市の医療を考えていくうえで非常に重要なことになってくる。

また、地域包括ケアシステムという観点で加西市を考えた時に、医療環境に関しては、市立加西病院はその中心を担っており、医療提供、在宅への支援及び介護との連携という業務を市立加西病院で検討しており、今後どういった形で地域医療を提供していくのか、加西病院の医療を提供していくのかということは非常に大事なことであるため、高齢者の方の医療の受診状況の実態を把握した上で将来的なことを検討したいと考え、本件データの提供を依頼した。

提供いただいた本件データは、統計分析を行い、個人情報が出ない形に処理をする予定である。

データの保護については、市立加西病院では、「加西市個人情報保護条例」、「加西市情報セキュリティポリシー」その他関連規定に基づき、データを取り扱うようになっている。

また、提供いただいた本件データは、将来構想検討を委託しているトーマツに統計処理をしていただく予定としているが、市立加西病院とトーマツの委託契約書の中で、個人情報の取り扱いに関する法律的な要件等を具備するということをやっている。また、手続についても法令に準拠した取り扱いを行うこととし、厳格な情報の管理を行う。

提供いただいた本件データは、入院・外来で分けをして統計処理をする予定としているが、例えば診療科別、疾患別、住所別で調査し、加西市にお住まいの方がどの地域でどういった疾病でどういった診療科を受診しているか、例えば、市立加西病院を利用しているか、もしくは近接する病院を利用しているのか、という受診情報の把握をしたい。

また、外来についても、疾患別、年齢別、地域別にどういった方々が加西市外で受診し、どういった方々が加西市内で受診しているとか、市立加西病院を利用されているかも調査をしたい。

統計調査の中で、例えば入院される方についても、同様に疾患別によって、後期高齢の方々の受診動向というのも変わってきますので、その受診動向を把握することで、加西市で提供していく医療はどういったものにしていくのか、中

播磨等の医療圏の中で、こういった連携をしていくかも、市立加西病院としてこういった形で地域の方々の医療を提供していくのかを検討していきたい。

説明は以上です。

(会 長) ただいまの説明に対して、質問、意見等はあるか。

(委 員) 参考までに、同じように公立病院が提供を受けて、将来構想を目的にしたケースはあるか。

(事務局) 公立病院への提供は、今回が初めてのケースである。

(委 員) 今回提供する患者の人数は、大体どのくらいか。

(事務局) 正確な件数については把握していない。

(委 員) 大体の件数でも分からないか。

(市立加西病院) 後期高齢者が対象ということで、約2,000名と推定する。

(会 長) 他は、いかがか。

(委 員) 資料の中の一部に、本業務に対する当法人の提案という資料があるが、これはどういう意味でこの資料の中に入っているのか。

(市立加西病院) 今回の情報の提供の依頼をするにあたり、その根拠資料として通常であれば、契約書とか仕様書を添付するが、将来構想検討の内容が分かりにくい
ため、具体的にこういったことで情報を提供していただき、こういった活用をするのかといった具体的などころを見ていただいたほうがいいと思い、法人からの提案書を資料に添付した。

(委 員) 審議事項の資料の8ページ目に本業務に対する当法人の提案とあるが、当法人とは、トーマツか。

(市立加西病院) そのとおりである。プロポーザルによって契約をしたが、その中でトーマツから提案された内容で将来構想検討をしたいと考え、今回の資料に入れている。

(委 員) 資料にある提案を市立加西病院が受けて契約をしたため、資料に入れたということか。

(市立加西病院) はい。

(委 員) 資料の意図が分かった。

(会 長) この提案を採択に当たっては、ほかのプロポーザルはあったか。

(市立加西病院) プロパーの応募が2社あり、2社の中から選定した。

(会 長) 次に、先ほどの人数の質問の関連で、市立加西病院は加西市民でなくても診てもらえるか。

もしそうであれば、市民と市外の人々の人数の割合を教えてください。

(市立加西病院) 大体70%以上ぐらいが加西市民の方ととらえている。

(会 長) 余りにも加西市民の比率が少ないのであれば、今回提供する本件データを解析しても、病院の将来構想を考えるための結論は出ないと感じたのでお聞きし

た。

(市立加西病院) 加西市は、非常に公共交通機関の便が悪いため、加西市民は、まずは加西病院という傾向にあるが、逆に、市外からは来られないところがあり、加西市民の方々が、主に専ら利用される。

(会 長) 他は、いかがか。

(委 員) 今の質問と関連して、本日の諮問書だと、提供する個人情報ということで加西市の後期高齢者医療被保険者に係るということで先ほどの説明にもあったが、これは加西市の後期高齢者医療被保険者であれば加西市以外の病院にかかった際のデータも市立加西病院に対して提供される。逆に、市立加西病院にかかった患者であっても、加西市以外に居住している者であれば、今回のデータ提供の対象にならないという理解でよろしいか。

(市立加西病院) そのとおりである。

(委 員) それともう一点、当初は統計等のデータ作成・分析等に用いるということだったが、先ほどの説明の中で、こちらの審議事項の資料の3ページ目、グラフが書いてあるイメージ図があるところの上の方に、2ページ目から、先ほどのお話だと市内在住の後期高齢者が市外のどこの病院に入院しているか調査している。これは診療科別、疾患別、住所別で調査をするということだが、ここでいう住所とは、後期高齢者の方の住所別で調査をする。端的に言えば、ここに住んでいる人がこの病気でここの病院にかかったというところまで判明する、そこまで分かるデータの提供を求めているという理解で間違いはないか。

(トーマツ) 我々は他の団体でも分析をしているが、この住所とは、個人の住所ではなく、病院の住所のことです。加西市の周りにも病院や診療所というのはたくさんあると思うが、どういった住所の病院に加西市の方が受診されるのかというところを調査する。

提供していただく個人情報については、被保険者番号は実人数を確認するために、加工等していただいた上で提供していただくが、個人の住所という個人情報までは提供を受けません。

(委 員) 分かりました。個人の住所になると、諮問書の内容や当初の説明の趣旨でありましたデータの統計という観点からするとおかしくなるが、ここの住所はかかっている医療機関の住所ということでしたら、諮問書の趣旨とは齟齬をきたさないのでは問題はない。

(会 長) 他は、いかがか。

(委 員) 非常に根本的に基本的な質問であるが、これが仮に民間の病院が地域の医療構想を想定して、病院の位置づけとか、そういうのを考えるためにデータを提供してもらいたいという申し入れであれば、恐らくこれが認められないだろうと思うが、これが加西市の市立病院であるという点で現在この審議がなされて

いると思うが、民間病院であれば認められないものが、この市立病院であるということで認められるという点であるが、それはその市全体の医療のあり方を市としてどういうふうな将来的な構想をもって、この病院をどう位置づけ、民間の病院をどう位置づけという市全体の構想の中の一部だからということであるか。どういうことで認めるのかが分からないので教えていただきたい。

(市立加西病院) 御指摘のところは当然だと思うが、公立病院として、公的な部分を担っているところが多々あるので、そういった中で、加西市の中での医療提供をどう考えていくのかは、やはり市民の方々の健康とか福祉というものを把握していく上で非常に重要であると考えており、そういった一環での市民病院のあり方と考えている。

当然のことながら利益というところもあるが、やはり加西市として、公立病院でどのような機能をもって、どのような形で市民の方々に医療や安心を提供していくかというところに、公益性があると考えているので、今回お願いしたい。

(会 長) 御質問の内容が、実は今回のポイントだと思います。いかに公益性があるかという。

(委 員) どの病院も公益性があると思う。国民の生命とか健康とかを担っているので、病院というものの全部公益性がある。その公益性でいうと、民間も市立も変わらないが、今お聞きしている説明の中で、民間と区別するポイントというのがあまり見えてこないで、そこのところをもう少し教えていただきたい。

(市立加西病院) 民間と公立病院の大きな違いというのは、一つはやっぱり利益を追求するのかどうかというところがあり、公立病院の場合は市からいわゆる繰り出しという形で補助金をもらって経営しています。その補助金をもらって運営している中身はいろいろあるが、この中で大きいのが、赤字であるが必要なものを提供するといったこととか、あとは、市と連携しながら事業をやっているといったところが挙げられる。そういったところは公立病院でないとできないというところがありまして、そういう関係で加西市にしても公立病院というものを運用しているというところであり、利益を追求して赤字になる部分はほかのところ任せ、できる部分だけをしようといった民間の病院と、地域にとって必要な場合はやはり市のほうから補助金を出しながら運営していく、そういったところがやはり民間病院と公立の病院との違いがあると考えている。

(委 員) 要するに、市民の医療機関でかかっている診療科とか疾病などを分析することによって、利益が得られないかもしれないけれど、市民が必要としている医療を提供できる機能をその病院にもたせることによって、市全体の医療の提供を実現するというか、民間で対応できるところは民間にいつてもらい、市が提供しないとなかなか実現できない医療については市立病院で提供して、そこは

利益を重視していないということによろしいか。

結局、市全体の医療構想の一環だからということであるか。

(市立加西病院) そうです。今ご指摘のとおり、市の中でどういった医療をどのような形で提供していくのかという、大きな一貫の中での加西病院のあり方と御理解いただければと思う。

(会 長) ほか、いかがでしょうか。

(委 員) 今の御質問に関連して、なぜ市全体の医療構想のことを考えるのが市立病院なのか。加西市が考えるのであれば、こういう問題は起こらないが、なぜ今回は加西市ではなくて市立加西病院が行うということになったのかということが、今のお話からすると疑問である。この点はどういう経緯があったのか。

(市立加西病院) 御指摘のとおり、病院の将来構想について、市長部局で計画を策定されているところも結構ある。

当院の場合は、市長に相談をして、医療分野になるので、どちらかというと専門的な事項が多いことから、市長が管理者である当院の院長に計画の策定を委託というか、そちらで頼むということで、こちらのほうで検討して最終的に市長のほうに報告をあげて構想確定という流れをとるということになりましたので、病院で行っている。

また、内容につきましても、その都度設置者である市長にも報告している。

(会 長) 何か追加事項はありますか。

(事務局) 事務局から質問させていただきます。

今まで紹介状を持たない患者が受診した場合、自己負担、保険のきかない自己負担が発生する病院の目安が200床以上となっている。

市立加西病院さんは、今、何床ですか。

(市立加西病院) 許可病床は266床である。

(事務局) その200床以上があるのは、市内では市立加西病院だけでしょうか。

(市立加西病院) はい、そのとおりである。

(事務局) 規模の大きな病院は、加西市内においては市立加西病院だけということで、影響も、市民の皆様の医療環境という点でも非常に影響が大きいというふうに考えてよろしいか。

(市立加西病院) はい、そのとおりである。

(事務局) もう一点質問、資料の審議事項の資料の11ページの右下のところである。

急性期後の加西市内の完結する医療提供として3つ挙げているが、将来的には、市立加西病院以外の3病院とも在宅期と連携をさらに強化し、「急性期後の回復期、在宅を充実、市内で完結できる医療サービスの提供を検討する必要がある」と考える。現在の市立加西病院以外3病院は慢性期機能であり、今後の3病院との連携方針を各病院の役割と合わせて協議をし、より効率的な連携を検

討する必要がある。」ということで、急性期後の患者については、市立加西病院でずっと完結するように政策的にしていこうという考えがあるのか、もう一点、「診療所の介護サービス等の在宅機能との連携の強化のため、市内の医師会や介護サービス事業者とも協議する必要がある。」こちらのほうは、地域包括ケアシステムの検討等も関わってくるが、そういった点については、医師会、介護サービス事業者の連携が当然必要になってくるが、そういう点も、公立病院だからこそできるのではないかと考えられるが、いかがでしょうか。

(市立加西病院) はい、そのとおりである。

特に、急性期病院の連携ということにつきましてもこちらに書いてあるとおりで、北播磨圏域内での連携ということである。

また、市内の3病院との連携ということで、この3病院とも特定機能の病院であり、療養型であるとか透析中心の病院、それからいわゆる肢体不自由中心の病院といったところがあり、そういったところと広域的な連携を行うという中でいろんな対応に担保していくと考えている。

利便性ということで特に市内につきましては、当院を中心に病院それから診療所と連携をとってやっていきたいと考えている。

(会 長) ほか、いかがですか。

(委 員) これは確認で、今までの話とはちょっと違いますが、資料5の2ページ目に、データ期間ということで平成30年4月から6月診療分となっていますが、4月、5月、6月の3カ月分のデータだけで分析は十分にできるのかということと、後は、今回のこの諮問事案自体が、この30年4月から6月診療分のデータを渡す1回限りの件についての諮問という認識でよろしいか。この2点に關しまして説明していただければと思う。

(トーマツ) データ期間の4月から6月の件ですが、当契約をさせてもらった8月から業務スタートしているが、直近の動向ということで国保のレセプトデータを市から受領して、4月から6月で分析した。

そのデータの期間を合わせるという意味で、後期高齢も4月から6月で提供依頼した。

(市立加西病院) もう一点御指摘ありました1回限りかということであるが、直近の情報を知りたいので、平成30年4月から6月分だけを提供いただきたい。

(会 長) それでは、御質問も出尽くしたようですので、質疑はこれで終了させていただきます。

市立加西病院及びトーマツ 退出

(会 長) それでは、本案件について各委員の御意見をお聞きしたいと思うが、本日欠

席されている斉藤委員には、事前に事務局より概要の説明を行っていただき、意見をお聞きしていると聞いているので、その報告をお願いします。

(事務局) 昨日、斉藤委員に本日の議案について説明をさせていただきました。

委員からは、個人情報の使用要件については厳格に設定いただき、公益上の必要性以外に使用されることのないようにしていただいた上で、情報の利用については積極的に図っていただきたいという御意見をいただきました。

以上です。

(会 長) それでは、御意見をお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

先ほどの質問の中にもありましたけれども、市からの提供依頼であれば問題なかったが、その下の組織である市民病院からということで、公益性がどうかという委員の御質問がキーポイントだと思うが、先ほどの市立加西病院の説明で公益性が確保できるかが焦点になるかと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員) 先ほどの御説明のみで判断するとなるとちょっと難しいが、結論としては、仮に加西市が情報提供を求めたとしても、加西市が市立加西病院に委託して情報提供して、その病院からトーマツに委託してという、生じてくる現象が同じなので、そうすると、形式の問題だけ。実質が同じことになるというところをどう見るかということかと思う。

(会 長) 他の委員の方、いかがでしょうか。

(委 員) 難しい点もあると思うが、先ほどの御説明にもあったように、加西市においての市民病院の位置づけというのは非常に大きなものだと思う。

200床以上が一つしかなくて、それぞれの特徴ある病院ということであるし、加西市民病院を中心に加西市の医療というのは成り立っていくだろうし、公立病院の宿命として、ある程度の赤字があっても撤退ができないので、非常に公益性がある。

データの提供に当たっては、こちらにも協定書として2つ案を出してあるが、一つは加西市を通して、もう一つは市立加西病院に直接であるが、今回の提供依頼は市立加西病院であるが、提供に当たって加西市に責任をきちんともっていただくという意味を含めた形をとって、加西市に提供して、きっちり管理運営をしていただくという形でいくことが現実的である。

(委 員) 今のお話に賛成するが、法人の提案の最初のまとめに、加西市民にとってなくてはならない病院、必要不可欠な病院という文言がある。神戸市の場合だったら市民病院ぐらいに当たるのでしょうか。市民病院はなくてはならない病院という評価が最初に出てくれば、他の民間の病院とは重みが違うと思う。

ここまで断言できれば、トーマツの提案であるが、公益上の必要性というのは、特に加西市民にとっては、確かにそういう評価を持っている市民、住民が大勢という印象である。

契約の件ですけれども、加西市に入ってもらわないと、万が一のことが出てきたときに、責任の所在という意味では不安であるので、皆様が話されていた方向であれば賛成である。

(委員) 私自身も先ほどの意見と似たようなところがあり、他の市町では長の部局の中でやっていることを今回はなぜか理由は分かりませんが、市立加西病院のほうに押しつけたというようなどころがあつて、結局データの動き方というのは結局変わらないということになってしまう。

ただ、これに関しては、今回は加西市独自の事情で市立加西病院が突出して大きなところであつて、資料でいうと11ページの他の病院も幾つか名前が出てきて民間の医療法人と予想できるが、先ほどのお話からすると、この北播磨医療圏というか、特に加西市内においては、市立加西病院が最も重要な役割を果たして、実際には今回の将来構想策定業務に関しては、本来は市として恐らくは行うべきであるが、加西市の事情により市立加西病院にその業務が委託されたと考えれば、こうしたことの分析をすることは必要であると思う。

その上で、そのデータをどうすればきちんと取り扱うことができるかということについては、加西市が入り、最終的な責任の所在とし、こういうことは病院だけの問題ではなく、本来は市として地方公共団体が主体になって行うべきだというふうに私自身は考えるので、加西市が入ったほうが今回の件に関してはよいのではないかと思う。

(会長) 御意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(委員) 私もほぼ同じです。

(会長) ほかに、議論ありますか。

今、もう提供するか提供しないかという話と同時に、提供の仕方についても今議論していただいているが、御意見も出尽くしたと思う。

概略を言うと、提供するが、提供の仕方は加西市の国保医療課経由とする方がいいのではないかということになると思うが、よろしいでしょうか。

(委員) 提供方法が二通りありますが。

(会長) そうです。(1)は、一旦ネットワークで加西市国保医療課に提供して、そこからフラッシュメモリー等で市立加西病院に提供する。

(2)は、ダイレクトに電子媒体で市立加西病院へ提供する。

ただ、今、皆様の御意見では、加西市を経由した方が、責任の所在という意味でいいのではないかと。

それでは、皆様の御意見を踏まえて、審議会としての意見を取りまとめたいと思うが、よろしいか。

本件が個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めた個人情報保護条例第8条第1項のうち、

第4号の審査会の意見を聞いた上で公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当するかを判断する必要がある。

これについては、本件は、市立加西病院が加西市の医療機関の動向を推しはかり、中長期的な視点に立って市立加西病院の医療機能のあるべき姿を検討するためのものである。

市立加西病院は200床以上の病床を有する病院であるため、その機能は市民の医療環境に多大な影響を及ぼすと考えられる。さらに、その機能の検討に当たっては、北播磨医療圏における急性期医療、政策医療、提供体制を構築した上で、急性期後の市民が在宅で完結した医療サービスの提供を受けることができるようにすることも含まれており、地域医療全体及び加西市地域包括ケアシステムの構築・運用にも大きく寄与すると考えられることから公益に資するものであると認められるので妥当である、というふうにはいかがでしょうか。

次に、提供する個人情報の保護のための必要な措置ですが、これについては、提供する個人情報については、当該個人情報の利用を目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に速やかに廃棄する、個人の権利・利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、第三者へのデータ提供に当たっては、市立加西病院に対して「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」、「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針」及び対策基準に基づく厳格な取り扱いを行うことを条件として課すこと、としてはいかがでしょうか。

(事務局) 提供方法ですが。

(会 長) (2)ではなく、(1)ですか。

(事務局) 諮問書のほうの3. 提供方法のほうで、2つの方法を示しているとおりです。

(1)が、こちらから加西市の国保医療課に提供し、そこから病院のほうに提供する方法。(2)が、こちらから直接病院へ提供する方法を示しているが、先ほどの皆様の御意見からすると、加西市にも間に入ったほうが良いということですので、提供方法は、(1)の加西市国保医療課を一旦通すという形にして、参考資料2にレセプトデータに関する協定書の案があるが、案(1)は、加西市と病院と広域連合の三者間での協定という形になっているが、加西市、市立加西病院、両方ともに法令遵守や取り扱いの義務といったことを課す内容になっているので、こちらの案でカバーできると考えている。

(会 長) それでは、以上の点で今回の意見をまとめさせていただきたいと思うが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、事務局に、願います。

(事務局) 答申案を作成して、皆様に御確認いただきたいと思うので、少々おまちください。

(事務局より答申案配布)

(会 長) それでは、配布されました答申案を確認させていただきます。事務局願います。

(事務局) 配布させていただきました答申案を読み上げる。

1. 公益上必要性について。貴広域連合から個人情報、こちらは別紙となっておりまして、個人情報を外部提供することについては、市立加西病院が加西市の医療事情の動向を推しはかり、中長期的な視点に立って、市立加西病院の医療機能のあるべき姿を検討するためのものである。市立加西病院は200以上の病床を有する病院であるため、その機能は市民の医療環境に多大な影響を及ぼすと考えられる。

さらに、その機能の検討に当たっては、北播磨医療圏における急性期医療、政策医療の提供体制を構築した上で、急性期後の市民が在宅で完結した医療サービスの提供を受けることができるようにすることも含まれており、地域医療全体及び加西地域包括ケアシステムの構築・運用に大きく寄与すると考えられることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2. 提供方法について。本件に係る個人情報は、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して広域連合データ処理システムでのオンライン処理により、加西市国保医療課に提供する。その後、加西市国保医療課が加西市でデータ授受用として登録された電子媒体、フラッシュメモリーに、本件データを移し、これを市立加西病院に提供する。

3. 提供する個人情報の保護のための必要な措置。提供する個人情報については、当該個人情報の利用を目的以外には使用しないととも、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄するなど、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、第三者へのデータ提供に当たっては、加西市及び市立加西病院に対し、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、兵庫県後期高齢者広域連合情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づく厳格な取り扱いを行うことを条件として課すこと、となる。

別紙が、諮問書の内容にある提供内容となる。

(会 長) 今の答申案について、何か御意見はありませんか。

それでは、今確認いたしました答申案の内容で、私と事務局で調整の上作成させていただいてよろしいですか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) ありがとうございます。

それでは、議事の審議事項は終了させていただきます。

審議事項

神戸大学大学院保健学研究科への個人情報の提供について

(会 長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) このたび、神戸大学大学院保健学研究科（以下「神戸大学」という。）に診療報酬等明細書データを提供することになったので、この案件について御説明する。

この案件は、後ほど説明いたしますように、本人の同意を得て神戸大学へ提供するので、本審議会への諮問は必要とせず、個人情報保護条例の規定に基づき提供することから、報告のみとする。

それでは、報告事項の資料をご覧ください。

提供する個人情報についてですが、平成25年12月診療分から平成30年12月診療分までの、同意書が提出された被保険者にかかる診療報酬等明細書データ、すなわちレセプトデータである。

提供するデータの項目は、こちらに記載のとおりである。

提供先は、神戸大学である。

提供時期については、神戸大学から当広域連合に本人の同意書が提出されてから概ね1カ月後、平成30年12月診療分のインプットデータの処理ができるのは、平成31年3月以降となりますので、早くともこれ以降になる。

提供方法については、データを格納して暗号化した電子媒体を簡易書留郵便または職員の手渡しにより提供する。

提供理由ですが、神戸大学が実施する「後期高齢者下肢運動器障害患者の手術治療・保存療法によるQOL・リスク・医療経済」の研究では、足の悪い後期高齢者の患者の過去5年間の医療費を調査するため提供する。

神戸大学は、この研究を実施するに当たり、対象患者に研究に参加することの同意だけでなく、本人のレセプトデータが当広域連合から神戸大学に提供されることについても同意書を取得する予定である。

このため、個人情報保護条例第8条第1項第2号の「本人の同意があるとき」に該当するので、例外的に個人情報を提供するものである。

説明は以上です。

(会 長) はい。ただいまの報告に、何か御意見はあるか。

これは、この審査会に報告の義務があるか。

(事務局) 明確な規定はありませんが、今回提供するデータが、過去5年間で200名という割と大規模であること、後は、大学に提供することが初めてのケースですので、今回報告させていただきました。